

満期日繰上特約付定期預金「ながぎんゴールド・ワン」を
お預け入れいただいているお客さまへ

1 中途解約について

当行は、満期日繰上特約付定期預金「ながぎんゴールド・ワン」(以下、「ゴールド・ワン」といいます。)の中途解約をやむを得ないものと認めお受けする場合、中途解約日から最終満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達(再構築)する必要があり、中途解約時点での市場価格で計算された再構築額をお客さまにご負担いただきます。

この再構築額の計算は、中途解約時の「中途解約日から最終満期日までの期間(残存期間)に対応する市場金利」、「金利の変動性」、「ゴールド・ワンの適用条件」および「当行の資金調達環境」などを要素として行い、主に以下の点などから評価されます。

- (1) ゴールド・ワンの適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差
- (2) 預入期間延長権の価値
- (3) 預入からの経過利息

また、この再構築額に加えて再構築取引に伴う費用を、中途解約をお申込みされたお客さまに損害金としてご負担いただきます。

一般的に、市場金利が上昇すればするほど、お預け入れからの経過期間が短いほど、損害金は高くなる関係にあります。

2 満期日(預入期間)繰上の判断について

インフレなど経済情勢の変化等により、8年ものでは4年経過後、また、4年ものでは3年経過後の市場金利が預金金利よりも上昇している場合には、当行が満期日を繰上げを行う可能性が低く、市場金利がお預け入れ時の預金金利以上に上昇した場合は、金利上昇のメリットを享受できないケースが想定されます。反対に、市場金利が預金金利よりも低下している場合には、当行が満期日を繰上げする可能性が高くなります。

解約精算金の計算方法、試算額等、詳しい内容につきましては、説明書をご用意しておりますので支店窓口へお問い合わせください。